

## Ⅱ 平成29年度 総合政策部の施策概要



## 第1 知事・副知事業務の総合調整

### <知事室秘書課>

#### 1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

## 第2 広報広聴活動の推進

### <知事室広報広聴課>

平成26年4月に策定した「北海道戦略広報基本方針」に基づき広報活動を展開するとともに、道民の意向などの把握に努め、道民、企業、NPOなどの理解と協働のもと、道政における重点政策の実現に向けて、より効果的・効率的に広報広聴活動を推進します。

#### 1 広報活動の推進

「北海道価値を活用した情報発信」と「広報目的に応じた的確な道政情報の提供」という広報の役割をしっかりと果たしていくため、北海道戦略広報基本方針の中で、4つの基本戦略を設定して具体的な取組を推進します。

本方針の推進に当たっては、広報広聴連絡会議において、各部局・振興局における広報の取組についてサポートしつつ、情報の共有や連携を図りながら、全体の進行管理を行っていきます。

また、公募委員や民間有識者で構成する北海道広報広聴推進会議において、幅広い観点から意見を伺いながら、具体的な取組に反映していきます。

目標指標等として、広報事業はもとより、普及啓発事業においても、可能なものについては、成果指標の設定や事前周知、参加者数等の把握やアンケート調査の実施、事業結果の公表に努めます。

##### (1) 基本戦略と推進項目

【基本戦略1】北海道価値の効果的な発信

- ① インターネットの積極的な活用
- ② マスメディアに対する働きかけ
- ③ 道外在住者・外国人に向けた情報発信

【基本戦略2】道民の理解と協働によるコミュニケーション広報の推進

- ① 道民ニーズを踏まえた適切な広報手段の活用
- ② 広報に関する道民意見の把握と反映

【基本戦略3】民間企業などとの協働による広報の推進

- ① 民間ならではの効果的な手段を活用した協働広報の推進

【基本戦略4】広報活動を支えるマネジメント機能の充実

- ① 広報広聴連絡会議等の活用
- ② 職員の広報マインドの醸成

##### (2) 広報重点テーマ等

各部局・各振興局における政策について、特に重点的に広報を実施していくものについては、「広報重点テーマ」を設定し、各種広報インフラを集中的に活用した積極的な広報を推進します。

また、北海道のキャッチフレーズ「その先の、道へ。北海道」を活用し、国内外に北海道の魅力を積極的に発信します。

## 2 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

特に、部長等、総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

### (1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

### (2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

### (3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

## 3 その他広報広聴活動の推進

外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的に開催することにより、道民のための広報広聴活動の効果的な推進を図ります。

また、庁内広報広聴担当課長等で構成する広報広聴連絡会議を開催し、道における重点的な広報や積極的な広聴の実施について協議・検討するほか、広報広聴担当者会議を開催し、毎月の月間道政広報計画や広聴実施結果を協議するなど情報の共有に努めます。

さらには、職員研修、諸会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、道職員一人ひとりが「広報・広聴パーソン」であるという意識の啓発に努めます。

## 第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

### ＜知事室道政相談センター＞

#### 1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

##### 【苦情審査委員制度の概要】

機 関 名	北海道苦情審査委員	定 数	2 名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 (ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。)				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公 表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	24年度11件 25年度11件 26年度20件 27年度16件 28年度13件(2月末現在)				

#### 2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

##### 【公益通報の処理状況】

年 度	受理件数	うち調査件数	うち措置件数
24年度	2件	2件	2件
25年度	1件	1件	0件
26年度	2件	1件	1件
27年度	3件	1件	1件
28年度	0件	0件	0件

※28年度は2月末現在の件数

#### 3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密にして対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

##### 【道政相談の処理状況】

年 度	相談件数	うち当センター受付件数
24年度	4,189件	3,557件
25年度	3,607件	2,817件
26年度	4,047件	3,321件
27年度	4,084件	3,171件
28年度	3,893件	3,231件

※28年度は1月末現在の件数

1 重要政策の企画立案・総合調整

産業や生活・暮らしに関する基本方針など、道政運営上の重要事項に係る協議や決定、情報共有等を行うとともに、道民に対して情報発信するため、庁議、政策検討会議等を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する企画立案及び総合調整を行います。

2 重点政策の展開

当面する道政上の重要課題に取り組んでいくため、次年度に向けて、政策検討の基本方針を定め、これに基づき総合的な視点から政策を検討します。

平成29年度は、「新・グローバル戦略の展開」、「地域経済のグレードアップ」、「未来志向の人財育成」、「次代へつなぐ地域づくり」という4つの視点から21の施策を重点的に推進し、地域創生を次のステージに押し上げ「進化」を図ります。

**平成29年度 重点政策**

北海道 其の先の、道へ。北海道 Hokkaido. Expanding Horizons.

**地域創生進化予算**

**基本的な考え方**

- 災害からの復興を進め、道民の安心確保・地域産業の再生をはじめ、本道の最重要課題である人口減少・危機突破に向け、地域創生を次のステージに押し上げ「進化」を図るため力強く推進。
- これまでの取組により築いた地域創生の基盤を活かしながら、具体的な成果が得られるよう、道の総合力を発揮し、連携をより意識した効果的な政策を展開。

**基本姿勢**

- 知恵と行動で未来を拓く道政
- 人々が輝く社会、安心の暮らしを実現する道政

**連携成果**

**4つの視点による政策体系**

新・グローバル戦略の展開	未来志向の人財育成
世界の潮流を捉えたグローバル展開	ライフステージに応じた少子化対策の強化
インバウンドの加速化による「緑く観光」の確立	「北海道暮らし」の魅力創造と発信
食の可能性を最大限に発揮した輸出拡大	活力ある地域を支える健康づくり・地域医療の推進
攻めの農林水産業の推進	安心のユニバーサル北海道づくり
価値を産み出す企業や人の呼び込み	北の住まいるタウンの推進
地域（ふるさと）産業の「地力」アップ	現場力を活かした地域政策の推進
次世代を担う成長産業の創造	強靱でやさしいまちづくり
世界を目指し未来を担う人づくり	
北海道150年～財産の継承と新たな価値づくり～	
世界に誇る「ふるさとの歴史文化」の浸透・発信	
女性・若者の力が発揮できる環境づくり	
働き方改革によるワークライフバランスの実現	
獲る活かす道産シブエのブランド展開	
暮らし・交流を支える交通ネットワークの形成	

**地域経済のグレードアップ** **次代へつなぐ地域づくり**

北海道創生総合戦略の中核となる5つの重点プロジェクトのステージアップを図る（年度期間：'22～'31年）

- 輝く「アジアのHOKKAIDO」創造プロジェクト
- 未来を拓く「攻めの農・林・水産業」確立プロジェクト
- 安心のまち・暮らし「住まいる北海道」プロジェクト
- 北のめぐみ「資源・ひと・経済好循環」創出プロジェクト

多様な交流・連携と「北海道型地域自律圏」形成プロジェクト

**地域創生「進化」**

### 3 新・北海道ビジョン推進方針の着実な推進

「新・北海道ビジョン推進方針」は、知事が公約として掲げた政策の基本的な考え方や展開方向などを道民の皆様にお示しし、公約を着実に実施していくために取りまとめたものであり、「世界に輝く北海道」をめざし、「地域と一体」で進める道政、「世界に飛躍」する道政、「大胆に挑戦」する道政の3つの基本姿勢で政策を展開します。

政策の展開に当たっては、選択と集中を更に強化するとともに、スピード感を持ち、より効果的・効率的な執行となるよう、知恵と工夫を重ねながら、「新・北海道ビジョン推進方針」を着実に推進します。

### 4 TPP協定等への対応

TPP協定等の国際交渉については、国際情勢や国の動きを注視しながら、将来にわたって本道の農林水産業をはじめとした地域産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、施策を積極的に推進します。

また、交渉の進捗状況などについて、関係団体とも連携を図りながら情報を収集し、ホームページで公表します。

### 5 庁内資源・機能の有効活用

#### (1) 「赤レンガ・チャレンジ事業」の推進

道庁が有する人材や施設などの「資源」、情報発信やネットワークといった「機能」を有効に活用し、特別な予算を使わずに、様々な行政課題の解決や道民の皆様へのサービス向上を図ろうとする「赤レンガ・チャレンジ事業」を積極的に推進します。

#### (2) 「プロポーザル型政策形成事業」の推進

複雑化・輻輳化する行政課題への対応と道全体の政策開発力の向上を図るため、職員から庁内横断的な政策課題に関する企画立案を募集・選定し、磨き上げ、職員の柔軟な発想力や行動力を活かした実効ある政策開発を推進します。

## 第5 北海道150年事業の推進

＜政策局北海道150年事業室＞

### 1 北海道150年事業の推進

「北海道」と命名されてから150年目の節目を迎える2018年（平成30年）に実施する記念事業の展開に向けて、事業PRを行うとともに、道民・企業・団体・市町村など様々な主体が実施する北海道みらい事業への支援などに取り組みます。

## 第6 総合教育の推進

＜政策局総合教育推進室＞

### 1 北海道総合教育会議の開催

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、知事と教育委員会で構成する「北海道総合教育会議」を開催します。

### 2 北海道未来人財応援事業の実施

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために、平成28年12月に創設したほっかいどう未来チャレンジ基金を活用して、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際コンクール参加経費等の助成事業を実施します。

# 第7 北海道総合計画の推進

## <政策局計画推進課>

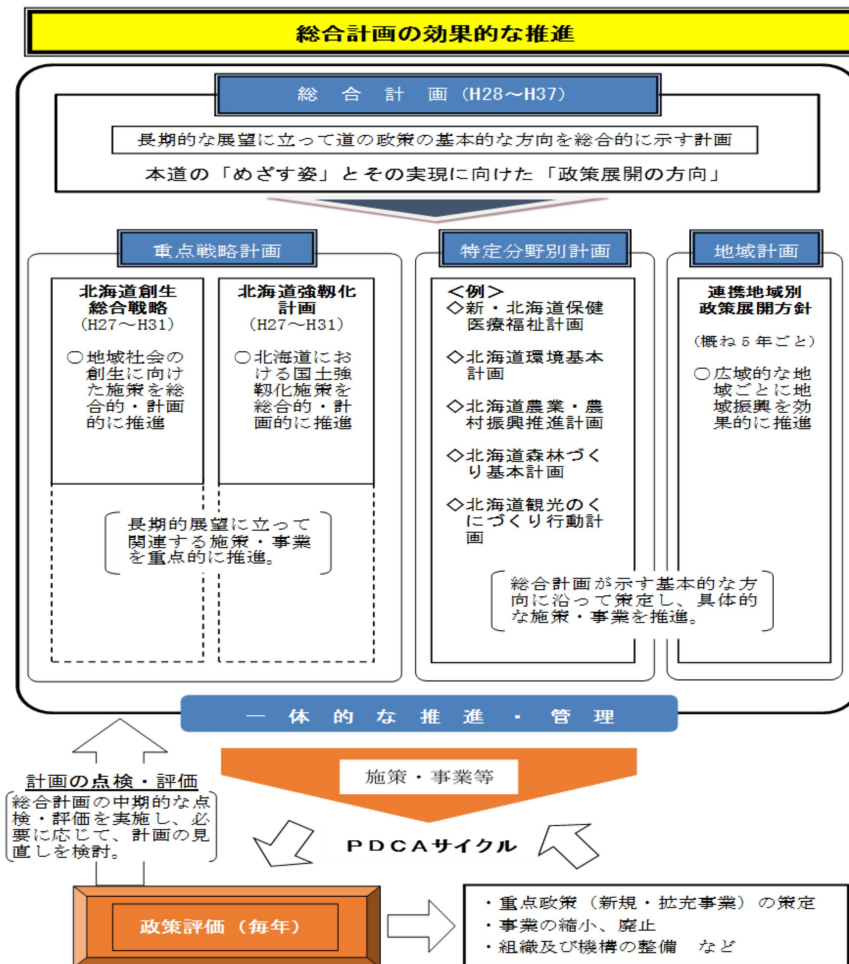
### 1 北海道総合計画（平成28～37年度）の着実な推進

平成28年4月からスタートした総合計画は、全国を上回るスピードで進行する人口減少への対応や国土の脆弱性への認識の高まりといった地域の存亡に関わる難題に直面する中、すべての道民が今後のめざす姿と進むべき道筋を共有し、その実現に向けて、お互いに連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定しました。

総合計画は、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すものであり、個別具体的な施策や事業については、総合計画とは別に策定する、重点戦略計画や特定分野別計画などに委ね、一体で推進することにより、実効性の確保に努めます。

特に、人口減少問題や強靱な北海道づくりなど喫緊の課題に対応するため、「北海道創生総合戦略」や「北海道強靱化計画」を重点戦略計画として位置づけ、関連する施策を長期的な展望に立って重点的に推進します。

なお、総合計画等を推進するためには、北海道開発法に基づき策定された「北海道総合開発計画」や、「国土形成計画」など国の各種計画の着実な推進が重要であることから、国などと密接な連携を図ります。



### 2 目標管理型行政運営システムによる政策評価の実施

PDCAによる政策のマネジメントサイクルの確立に向けて、総合計画の政策体系に沿って、目標管理型行政運営システムに基づく政策評価を実施することにより、施策の目標や成果指標を設定 (Plan) するとともに、施策やそれを構成する事務事業の実施 (Do) による目標の達成状況を客観的に評価 (Check) し、毎年度の重点政策の展開や予算の編成及び執行、組織及び機構の整備並びに総合計画の推進管理に反映 (Action) します。



# 第8 国費予算に関する総合調整、社会資本整備の総合的推進、北海道強靱化計画の推進 ＜政策局社会資本課＞

## 1 国の施策及び予算に関する提案・要望

道民が将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができるよう、人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道の創生を下支えしストック効果をもたらす社会資本の重点的な整備などについて、様々な機会をとらえ、国等に対して重点的・効果的な提案・要望を行います。

## 2 社会資本整備の推進

限られた財源の中、総合計画の特定分野別計画である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」（平成29年3月改定）に基づき、必要性、優先性の高い事業への重点化を進め、北海道にとって必要な社会資本の着実な整備を図るとともに、今後一斉に更新時期を迎える道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年6月策定）に基づき、適切な維持管理・更新を進めます。

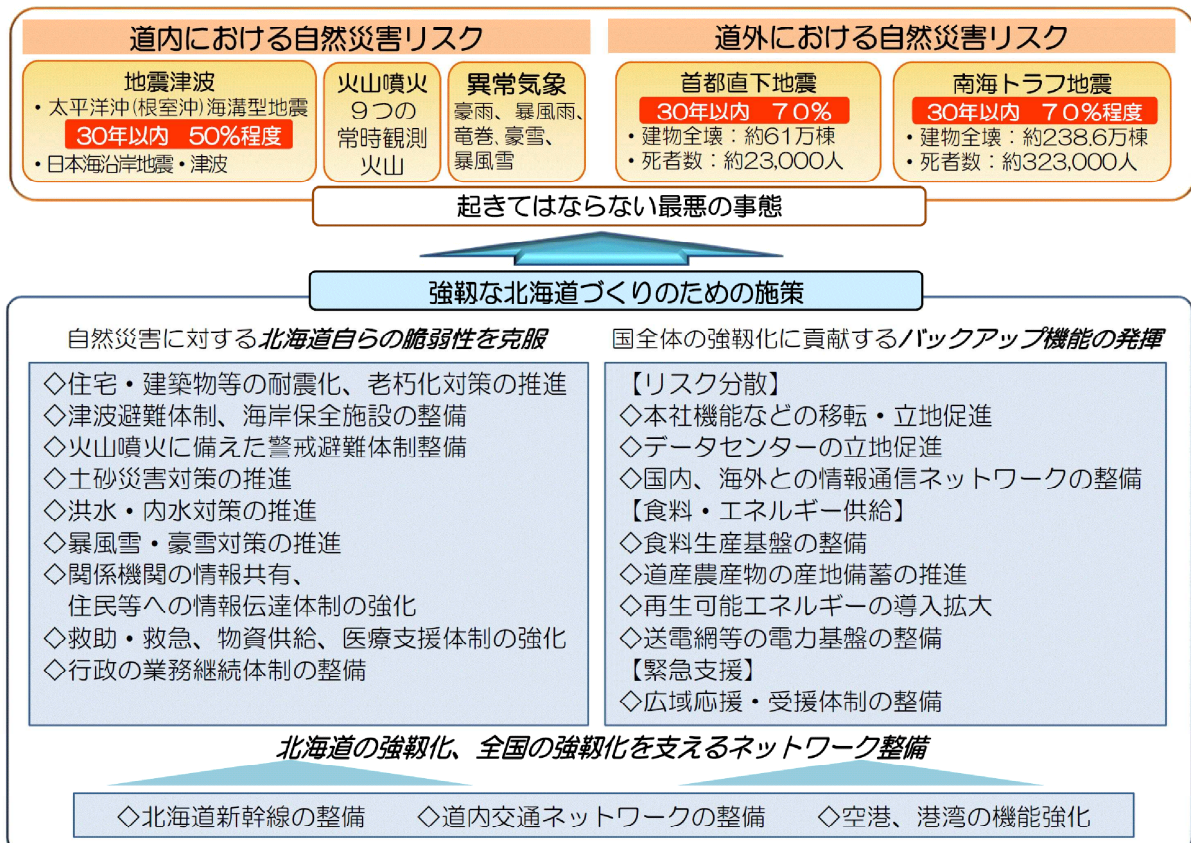
## 3 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道特定特別総合開発事業推進費を活用して、国に貢献し、活力ある北海道を実現するため設定された特定のテーマに資する基幹的な事業に予算を配分することにより、他の事業との連携を図りながら、テーマに基づく施策を一層機動的・重点的・一体的にきめ細かく推進します。

## 4 本道の強靱化の推進

北海道強靱化計画（平成27年3月策定）に基づき、北海道自らの強靱化のための防災・減災対策のほか、本道のバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献していくための施策を総合的かつ計画的に推進します。

### ＜参考＞北海道強靱化のための施策プログラム



#### 1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

##### (1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

##### (2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画の助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用を図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

##### (3) 土地利用規制等対策の推進

###### ① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

###### ② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

###### ③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全や良好な生活環境の確保、また、災害の防止や適正かつ合理的な土地利用を図ります。

###### ④ 千歳川流域治水対策

千歳川流域の治水対策については、「千歳川流域治水対策整備計画」（平成18年7月）に沿って、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

##### (4) 地価調査の実施

地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標として活用されています。平成29年度は、1,105地点の基準地について鑑定評価を行い、北海道地価調査委員会の意見を聴いて標準価格を判定し、9月下旬に公表します。

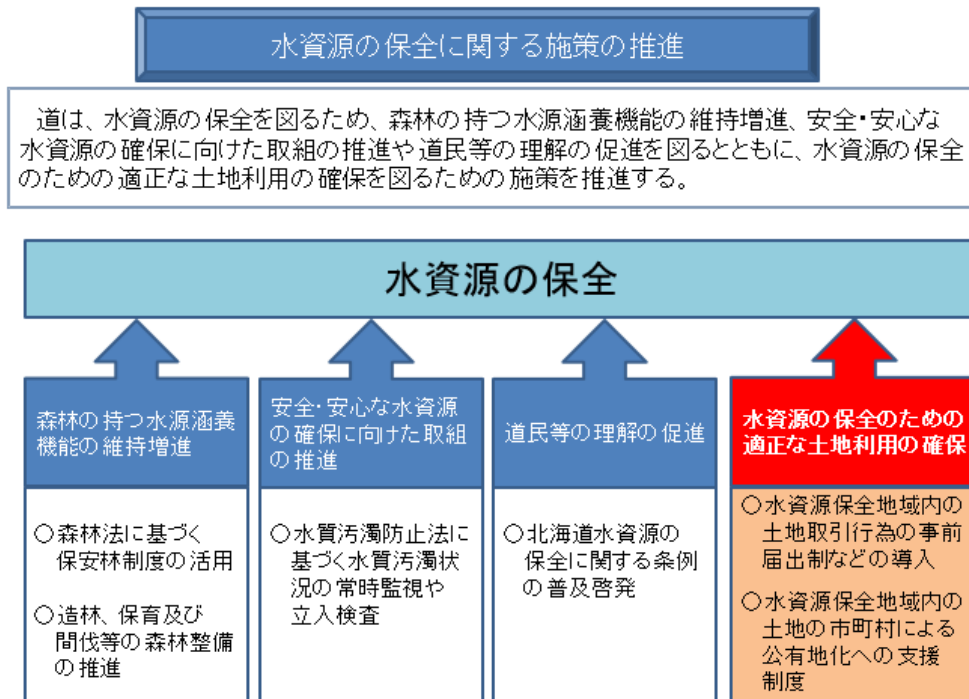
#### 2 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（8月1日）、「水の週間」（8月1日～7日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による水需給の現況に関する調査を行います。

### 3 水資源の保全に関する取組の推進

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を制定し、平成24年4月から施行しています。

この条例では、水資源の保全に関する基本理念を定めるとともに、水源周辺における適正な土地利用の確保を図るため、土地取引行為に係る新たな事前届出制を平成24年10月1日から導入しています。



## 第10 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の運営支援 ＜政策局研究法人室＞

道立試験研究機関がこれまで果たしてきた機能の維持及び向上を図り、社会情勢の急激な変化に柔軟に対応できる組織へと改革していくため、22の道立試験研究機関を統合し、平成22年4月に設立した道総研の円滑な運営を引き続き支援していきます。

### 1 道総研の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。

本道の持続的発展を図るため、市町村や民間交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、「世界の中の北海道」という視点に基づき、経済・人材・文化など様々な分野の交流の拡大や北海道ブランドの海外プロモーション等の国際化施策を戦略的に推進します。

### 1 世界の潮流を捉えたグローバル戦略の展開

北海道ブランドの広がりなどにより、アジアを中心に食の輸出やインバウンドが著しい伸びをみせています。この絶好の機会を逃すことのないよう、ベトナムなどASEANを中心としたアジア・マーケットや欧露部を含めたロシアとの交流拡大など、本道の海外展開に向けた取組を重点的に推進します。

また、道は現在、アメリカ・マサチューセッツ州や中国・黒竜江省、韓国・済州特別自治道、ロシア・サハリン州など6カ国9地域と友好提携等を締結していますが、本年5月には、新たにアメリカ・ハワイ州と友好提携を締結し、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ることとしています。

さらに、北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道国際センター、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため、関係団体などとの連携を図りながら各種啓発事業等を実施し、道民への意識啓発に努めます。

加えて、北海道洞爺湖サミット等の国際会議の開催実績を踏まえ、本道の活性化をはじめ、海外への発信、本道の国際化に資するため、様々な国際会議の誘致に取り組みます。

### 2 ロシアとの友好・経済交流の推進

ロシア極東地域との食や健康、寒冷地技術、環境、エネルギー、航空路線等の分野を対象とした「5つの協力パッケージ」を推進力として、ロシアとの交流を加速化するとともに、欧露部との経済ミッションの相互派遣などの新展開を図ります。

### 3 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人居住者が互いの文化や生活習慣などを相互に理解・尊重し、ともに地域の発展・活性化に貢献することができる多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

外国人居住者に対して、必要な生活情報や北海道の様々な魅力を多言語で情報提供します。

### 4 人材の育成

語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により外国語指導助手などを受け入れ、外国語教育の充実及び国際交流の推進を図ります。

また、道内の高校生等を諸外国へ派遣し、国際性豊かな地域づくりを担う人材の育成を進めるとともに、海外と本道との架け橋となる人材の育成に向け、外国人私費留学生等を支援します。

### 5 クールHOKKAIDOネットワークの充実

北海道の魅力の海外への効果的な発信に向けて、道内各地の食・観光・文化・スポーツ・映像・デザインなどといった多様な主体が参画する「クールHOKKAIDOネットワーク」の裾野を広げるなど、クールHOKKAIDOを推進します。

### 6 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲を進めます。

(参考1) 【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	<姉妹提携>1980年9月5日	<友好提携>1986年6月13日	<姉妹提携>1990年2月7日
位置	北緯49～60度 西経110～120度	北緯43～53度 東経121～135度	北緯42～43度 西経70～73度
面積	661,185km <sup>2</sup>	473,000km <sup>2</sup>	20,306km <sup>2</sup>
人口	4,175千人(2016年)	38,120千人(2015年)	6,811千人(2016年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・1戸当たり農地面積は北海道の約18倍。小麦、大麦、菜種が主要作物。	・中国食糧基地のひとつで畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産学育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	<友好・経済協力提携>1998年11月22日	<交流趣意書>2005年12月14日	<交流趣意書>2006年6月7日
位置	北緯45～55度 西経141～145度	北緯34～35度 東経128～129度	北緯34～35度 東経127～129度
面積	87,100km <sup>2</sup>	769km <sup>2</sup>	10,537km <sup>2</sup>
人口	491千人(2014年)	3,561千人(2015年)	3,364千人(2015年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	-	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・土地の半分以上はタイガで木材産業が盛ん。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。 ・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	<友好交流協定>2010年10月15日	<友好関係協定>2013年2月26日	<友好協力協定>2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33～34度 東経126度
面積	605km <sup>2</sup>	20,107km <sup>2</sup>	1,849km <sup>2</sup>
人口	10,331千人(2015年)	1,730千人(2016年)	630千人(2015年)
州・省都	-	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、近年は、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が期待される。	・農業を中心とする第一次産業の割合が17%で減少傾向にあり、一方、観光業を中心とする第三次産業が71%で増加傾向にある。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。

(参考2) 【市町村の姉妹友好提携状況】(平成28年12月末現在)

相手国別姉妹友好都市提携数			姉妹友好提携の推移		
相手国地域	相手国	提携組数	年代	提携数	内 訳
北 米	カナダ	2 5	昭和30年代 (1955～1964)	3	アメリカ2、スイス
	アメリカ	2 3			
南 米	ブラジル	1	昭和40年代 (1965～1974)	1 7	アメリカ5、ロシア5、カナダ2、オーストラリア2、ブラジル、ドイツ、フィリピン、
	ペルー	2			
アジア	中国	1 2	昭和50年代 (1975～1984)	1 8	カナダ6、アメリカ4、中国2、ニュージーランド2、ドイツ、オーストラリア、ロシア、オーストラリア
	台湾	2			
	韓国	6			
	フィリピン	1			
欧 州	フランス	1	昭和60年～ 平成6年 (1985～1994)	3 8	カナダ13、アメリカ9、ロシア9、韓国2、オーストラリア2、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド
	オーストリア	3			
	デンマーク	1	平成7年～ 平成16年12月 (1995～2004)	2 7	中国9、カナダ4、ニュージーランド3、ロシア2、オーストラリア2、アメリカ、フィンランド、韓国、ノルウェー、スウェーデン、フランス、イギリス
	ドイツ	2			
	フィンランド	2			
	スウェーデン	2			
	スイス	1			
	イギリス	1			
	ノルウェー	2			
	ラトビア	1			
ロシア	1 7				
大洋州	オーストラリア	5	平成17年～ 平成26年12月 (2005～2014)	1 1	アメリカ2、韓国3、中国、台湾、デンマーク、ニュージーランド、ラトビア、ペルー
	ニュージーランド	6			
合 計		1 1 6	平成27年～ (2015～ )	2	ペルー、台湾
			累 計	1 1 6	2 1 カ国

(道国際課調べ)

1 「北海道 IT 利活用推進プラン」の推進

(1) IT 利活用将来ビジョン

道内全ての市町村でブロードバンド環境が整備され、さらに最近では、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及やソーシャルメディアの利用拡大、クラウドサービスの進展、ビッグデータ・オープンデータの活用などますます技術が進歩し、IT を利活用できる場面がさらに広がってきています。

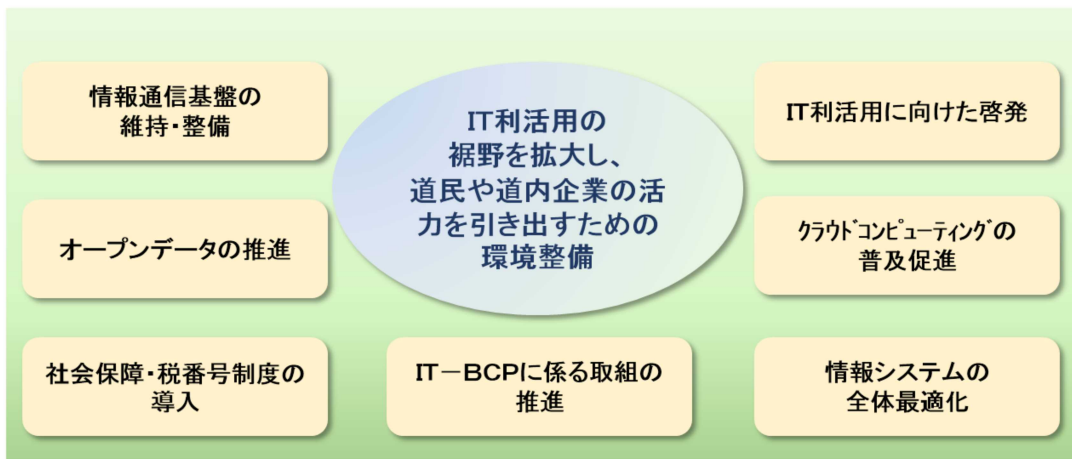
こうした状況の中、道では、課題解決のためのツールとして IT の特性を活かすことのできる分野での利活用を重点的に進めることにより、住みたいところに安心して暮らせる、また力強い産業が展開する社会を目指し、平成26年3月末、「北海道 IT 利活用推進プラン」を策定しました。

同プランにおいては、北海道の独自性や優位性の源である「北海道価値」を効果的に発揮し、IT が課題解決に有効に貢献できる分野として、「エネルギー・環境」、「観光」、「食」、「生活」の4つの分野で IT を利活用した将来ビジョンを示し、道内の各主体と連携・協力しながら取組を進めます。



(2) 4つの IT 利活用ビジョン実現に向けた先導的・横断的プロジェクト

各分野の IT 利活用の裾野を拡大し、道民や道内企業の活力を引き出すため、道の主導的な取組を各分野に広く波及させることで、IT 利活用の環境整備を推進するプロジェクトを展開します。



### (3) 次期情報化推進計画の策定

「北海道 I T 利活用推進プラン」の推進期間は平成29年度までであり、I o T やビッグデータなどの技術革新に的確に対応し、引き続き道における情報化を総合的かつ計画的に推進するため、今年度、次期情報化推進計画の策定に向けた検討を進めます。

## 2 I T を利活用した地域づくり

これまで整備を進めてきた情報通信基盤を活かし、北海道が抱える様々な地域課題の解決を図るため、多様な分野において I T の利活用を促進するとともに、地域の情報化を進めるため、携帯電話の不感地帯の解消に向けた取組などを推進します。

また、国や庁内関係部局と連携を図りながら、多様な分野における I T の利活用を促進するとともに、地方創生の取組を効果的に進めるために、I T を活用したネットワークによる道と市町村の密接な情報共有を図ります。

## 3 I T を利活用した行政運営の高度化

### (1) 電子道庁の実現

住民にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化の推進や、庁内全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システムの全体最適化、L G W A N など各種情報通信基盤の効果的な利活用の推進、パソコンやソフトウェアなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

### (2) 電子自治体化の共同推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体専門の第3セクターである株式会社 H A R P との連携の下、H A R P 構想\*に基づく共同アウトソーシングの取組として、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するとともに、自治体クラウド連携基盤を活用した市町村の内部業務などの共同利用型サービスの展開を図ります。

\* H A R P 【ハープ】Harmonized Applications Relational Platform (調和型アプリケーション連携基盤) の略。道と市町村が、効果的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

## 4 災害に強い北海道づくりと道民の安全・安心の確保

### (1) 災害に強い情報通信基盤の整備

東日本大震災の状況を踏まえ、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク (防災回線)」の更新整備に取り組むとともに、携帯電話、ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

### (2) 災害時における I T 部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「I T 部門の業務継続計画 (I T - B C P)」の推進に取り組むとともに、市町村の I T - B C P の策定に係る取組についても支援を行います。

### (3) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用や自治体クラウドの導入等について検討するとともに、H A R P 構想に係る取組においても、導入等を促進します。

## 5 I T の新たな活用

### (1) 社会保障・税番号 (マイナンバー) 制度の運用

社会保障、税、災害対策分野でのマイナンバーによる情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、行政の効率化や住民の利便性の向上に向けたマイナンバー制度の本格的な運用が、今後開始される予定であることから、庁内の関係部署などと連携し、円滑な運用を図ります。

(2) オープンデータ・ビッグデータの活用推進

オープンデータとして公開する道保有データの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、平成28年12月の官民データ活用推進基本法の施行に伴い、官民データの活用に向け、今後国が定める基本計画に即した活用推進計画の策定など、オープンデータ・ビッグデータの活用推進に向けた取組を推進します。

## 6 情報化施策の総合的な推進

情報化施策の推進にあたっては、道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、効果的かつ効率的に推進します。

(1) 庁内における施策の推進

知事をトップとして道政運営の重要事項に係る決定等を行う庁議や各部等との連絡調整等を行うIT推進委員会議により、庁内の総合調整を図りながら、情報化施策を推進・展開します。

(2) 北海道IT施策推進連絡会議（DOIT5）の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

(3) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

(4) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

HARP構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。



## 第 1 3 統計調査の実施

### <情報統計局統計課>

#### 1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（4省14調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

##### [総務省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
平成29年就業構造基本調査	就業・不就業の状態を調査し、就業構造に関する基礎資料を得る。	10月1日 14,900世帯
平成30年住宅・土地統計調査単位区設定	平成30年住宅・土地統計調査の実施に当たり、調査員が担当する調査区域を明確にする。	2月1日 約11,000事業所
経済センサス調査区管理	平成26年経済センサス-基礎調査において設定した調査区を必要な修正を行うことにより、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料としての利用に供する。	6月1日 約20,000調査区
労働力調査	就業、不就業の状態を明らかにする。	毎月末日 約2,700世帯
小売物価統計調査	消費者物価指数等を作成し、物価の動向及び構造を明らかにする。	毎月 約880店舗・1,200世帯
家計調査	家計収支の実態を明らかにする。	毎月 318世帯
個人企業経済調査（動向・構造調査）	「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」又は「サービス業」を営む個人企業の経営実態を明らかにする。	毎四半期末日及び 毎年3月末日 95事業所

##### [文部科学省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を明らかにする。	5月1日 約2,900校
学校保健統計調査	幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにする。	4～6月 208校

##### [厚生労働省所管統計調査]

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	給与、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにする。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査特別調査	給与、労働時間及び雇用について、小規模事業所の変動を明らかにする。	7月31日 約900事業所

**[経済産業省所管統計調査]**

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
平成29年工業統計調査	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料とする。	6月1日 約9,600事業所
生産動態統計調査	鉱工業生産の動態を明らかにする。	毎月末日 65事業所
商業動態統計調査	商業を営む事業所の事業活動の動向を明らかにする。	毎月末日 約750事業所

**[北海道単独統計調査]**

調 査 名	内 容	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにする。	毎四半期末日 179市町村

**2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進**

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、統計資料を整備するとともに、統計功労者の表彰、統計職員の研修等を行い、統計の普及啓発を行います。

(1) 統計の公表及び普及

統計調査の結果を速やかに公表するとともに、道をはじめ、各機関が公表している諸統計を収録し、行政推進上の基礎資料としての活用や、広く道民の利用に供するため、出版物を刊行するほか、統計の普及を図るため、ホームページによる各種統計情報等の配信や統計グラフ全道コンクールを行います。

- ① 出版物の刊行
  - 北海道ポケット統計 3月
  - 北海道統計書 3月
- ② ホームページによる情報提供
  - 上記①に掲げる刊行物の掲載
  - 各種統計調査の結果 随時更新
  - 統計でみる北海道のすがた 2月
- ③ 統計の普及啓発事業
  - 平成29年度統計グラフ全道コンクール

(2) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表 彰 者 統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員  
 表 彰 時 期 10月(予定)  
 表彰式開催場所 札幌市(予定)

(3) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

<統計職員業務研修>

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修 札幌市(1回/2日間)、専門研修 札幌市(1回/1日間)

<都道府県別登録調査員研修>

統計調査に従事する新規登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。 開催場所：札幌市(1回/1日間)